

平成 20 年 9 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
コード番号 8558. 東証第 1 部
問合せ先 総合企画部長 角山 雅典
T E L 027-234-1111

前頭取並びに前常務取締役 1 名らに対する損害賠償等請求の提訴について

当行は、本日、前橋地方裁判所に増田前頭取並びに石倉前常務取締役に対する総額 8 4 0 0 万円の損害賠償請求の提訴をいたしましたので、お知らせいたします。

当行は、平成 19 年 10 月 12 日付けの業務改善命令に基づき、経営責任の明確化を図るため、平成 19 年 10 月 24 日に弁護士等で構成する「経営責任調査委員会」を設置し、平成 20 年 4 月 1 日、同委員会から「増田前頭取が融資を行うことを決定し、石倉前常務取締役が融資実行に深く関与した貸しビル業者に対する融資によって生じた損害については、両名が連帯して賠償すべき責任がある」との答申を受けました。

当行はこの答申を踏まえ、3 人の代理人弁護士を選任し、両名に対し平成 20 年 6 月 23 日に損害賠償請求の催告書を発送いたしました。それぞれから平成 20 年 7 月 7 日および 7 月 23 日に「損害賠償の責任はないので支払いには応じられない」との回答があったことから本日提訴に至ったものです。

併せて、平成 19 年 5 月に増田前頭取は自らの資産を家族に贈与しておりますが、これは当行から取締役としての責任を根拠とする損害賠償請求があることを予測し、当行の権利行使を阻害する目的で実施したものと判断したため、贈与を受けた家族に所有権移転登記の取り消しを請求しております。

今後も、当行では、責任ある経営管理態勢の確立を図るとともに、法令等遵守態勢の一層の充実・強化に向け、役職員一丸となって取組んでまいりますので、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

なお、これまで当行が経営責任調査委員会の答申に基づき実施した処分等は別紙「処分実施状況」をご参照ください。

以上

(別紙)

処分実施状況

1. 増田熙男前頭取、石倉理平前常務取締役に対する役員退職慰労金の不支給

平成 19 年 6 月 28 日に開催した第 102 回定時株主総会において、当行業績を勘案し相当額を減額し支給する旨ご承認いただきましたが、その後の事情に鑑み、平成 20 年 6 月 27 日開催した第 103 回定時株主総会において、両氏には退職慰労金を支給しないとする議案を改めて提案して可決承認いただき、不支給といたしました。

2. 平成 19 年 6 月 28 日に退任した取締役並びに平成 20 年 6 月 27 日に退任した取締役及び監査役に対する役員退職慰労金の減額支給

平成 19 年 6 月 28 日開催した定時株主総会終結の時をもって退任した増田及び石倉両氏を除く 2 名の取締役並びに平成 20 年 6 月 27 日開催した定時株主総会終結の時をもって退任した 3 名の取締役及び 1 名の監査役に対する役員退職慰労金について、相当額を減額して支給いたしました。

3. 経営責任調査委員会の答申に基づく役員報酬の減額

役員報酬を頭取、専務取締役、常務取締役については 20%、その他の取締役、監査役については 15%、3 ヶ月間削減し、5 月から実施いたしました。

以上